

国際人権活動

2010年2月5日(金) 第103号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrigh@yaho.co.jp

私たちの運動で政府を動かそう!

「1・15 今こそ、個人通報制度の実現を！」日比谷公会堂大集会

1月15日の夜、日弁連の主催で、日本の人権を国際水準に「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」が東京・日比谷公会堂で開催されました。満席とはいかなかったのは残念でしたが、多彩な顔ぶれの充実した内容で、「個人通報制度の実現 今がチャンス！」の思いと熱気にあふれた集会でした。以下、集会の内容を要約してお伝えします。日本委員会は、この集会の成功のためにピラの配布やお誘いをし、当日はロビーに「団体署名」用紙を用意しました。

各政党代表の力強い挨拶

宮崎誠日本弁護士連合会会長の開会挨拶に続いて、各政党からの参加者が紹介され挨拶をしました。民主党は松岡徹参議員(法務委員会理事)、公明党は漆原良夫議員(国会対策委員長)、社民党は福島瑞穂代表(消費者・食品安全・少子化対策・男女共同参画大臣)、共産党は仁比総平参議院議員(法務部会長)が出席しました。「国内人権救済制度と個人通報制度をセットで実現したい」「今国会で実現するようがんばる」「今国会が勝負」「特別の決意をもって取り組む」などなどの力強い挨拶が続きました。参加した4党はすべて、マニフェストや政策に「個人通報制度の批



「表現の自由」のテーマで日本の遅れを指摘する鈴木議長

准」を掲げています。続いて千葉景子法務大臣、岩沢雄司国連自由権規約委員会委員長のメッ

セージが紹介されました。まさに「機は熟したり」の感がありました。

基調報告

日弁連の自由権規約個人通報制度等実現委員会副委員長の田島義久弁護士がパワーポイントを使って、個人通報制度について、人権規約とは何か、などをわかりやすく解説し、これまでの取り組みの経過と個人通報制度を使って人権侵害が改善された例などを紹介し、OECD、G8サミット参加国の中で、個人通報

制度がないのは日本だけと述べました。最後に田島弁護士は「機は熟しているのに実現していないのは、私たちの声や運動がまだ政府を動かすほどになっていないから」「個人通報制度の実現をマニフェストに掲げた

政党が与党であるという千載一遇のチャンスが今訪れている。本集会を転機に、政府に対してすべての個人通報制度を実現するよう運動をさらに強めよう」と結びました。

当面の日程

■ 第2回幹事会

- ・2月23日(火) 18時30分～
- ・東京労働会館6F応接室

■ 第2回代表者会議

- ・3月30日(火) 18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

三つのテーマで個別報告



竹村弁護士（左）のインタビューに答えて語る桜井昌司さん

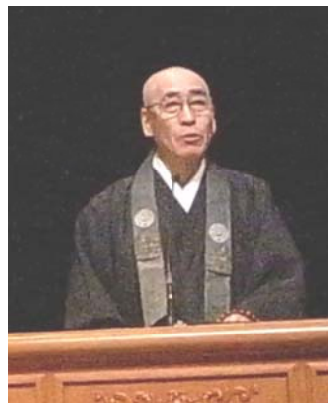
1、女性に対する差別について

日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNCC）の代表、山下泰子さんが、昨年8月に行われた女性差別撤廃条約の日本審査と、JNCCの活動、審査後に出された

総括所見と2つのフォローアップ項目の画期的内容などを報告しました。引き続いて、「男女差別賃金」について柚木康子さんが、和シェル石油野崎事件と兼松事件の判決をあげ、司法判断の問題点、女性差別撤廃条約を活用していないことを指摘し、個人通報制度が実現すれば条約

3、表現の自由について

日弁連の鈴木亜英弁護士（国際人権活動日本委員会議長、日本国民救援会会長）が、立川自衛隊官舎ビラ配布事件の大洞俊之さん、葛飾ビラ配布弾圧事件の荒川庸生さんを紹介し、大洞さん、荒川さんが、それぞれの事件と裁判の経過・判決について報告しました。それを受けて鈴木弁護士が、戦後5万人近い人が「公選法上の法定外文書配布禁止」で逮捕されている事実を紹介し、選挙時の文書配布の重要性、国民にとっての必要性からして、ビラなくしては自由かつ公正な選挙は実現しない、政治的表現活動の自由として憲法21条で保障されている権利であることを強調しました。2008年10月の自由権規約審査で、アメリカのウェッジ・ウッド委員がこ



発言する荒川庸生さん

の問題を取り上げ、日本政府に対し、「ビラ配布や戸別訪問は草の根民主主義の基本。どこの国でもやっている。主権の行使に関わる」と鋭い意見を述べ、「規約で保障されている政治運動やその他の活動を、警察や検察官、裁判所が不当に制限することを防ぐために、表現の自由や公的な活動に参加する権利を

に違反するケースとして救済の道が拓けると発言しました。「公人の女性差別発言について」は永井よし子さんが、勧告で2年以内に民法・戸籍法の改正が求められている「婚外子差別について」は土橋博子さんが報告しました。

2、刑事手続きについて

日弁連の竹村二三夫弁護士と1ヶ月前に再審開始の最高裁決定を勝ち取った布川事件の桜井昌司さんが対談形式で刑事手続きについて発言しました。事件発生からの捜査の経過をたどりながら、代用監獄での取り調べや捜査段階で弁護士がつかなかったこと、都合よく編集された捜査録音テープのこと、都合の悪い証拠は開示しない問題などを取り上げ、関連する自由権規約審査の総括所見にふれて、代用監獄の廃止、弁護士と自由に交通できる権利、取り調べの全過程の可視化、証拠開示の必要性などを明らかにしました。

不合理に制限している法律を撤回すべき」との踏み込んだ内容の勧告が出されたことを紹介し、個人通報制度の重要性を述べました。

荒川さんは、「個人通報制度」が批准されたら「通報して闘いたい」と語りました。

個人通報制度が実現したら

その後、個人通報制度が批准され、ビラ配布で逮捕・有罪となった男性が、自由権規約委員会へ個人通報し、めでたく問題が解決するというわかりやすいシュミレーションパフォーマンスが演じられました。

最後に、「個人通報制度の早期実現を求めるアピール」を採択し、日弁連の行田博文副会長の閉会の挨拶で終了しました。

国際人権活動大阪集会在開かれました

—中村千恵子さんの絵手紙報告集より—

国際人権規約の選択議定書の批准を求めて、大阪のNGOが初めての交流集会在昨年12月3日に開きました。2007年に拷問禁止条約、2008年に自由権規約、2009年に女性差別撤廃条約の日本政府報告審査が行われ、日本の人権水準が大きく遅れていることが強く批判され、諸制度の改善が勧告されました。これらの勧告をしっかりとらえ、職場や地域社会で生かすこと、奪われた権利の回復、人権擁護について話し合ひましょう、の呼びかけで開かれました。

司会は救援会の伊賀カズミさん。開会の挨拶は自由法曹団の杉島幸生さん。どちらも2008年の自由権審査の傍聴ツアーで一緒でした。

発言のトップはWWN（ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク）の越堂さん。女性差別撤廃条約審査のDVDを上映した後、「女性差別撤廃条約の30年の歩みと到達点」について述べました。

続いて「子どもの権利条約をめぐる今」のタイトルでDCI（国連子どものためのNGO）の長尾ゆりさんが話しました。イラスト入りの折りたたみパンフを使っての説明でわかりやすかったです

自由法曹団の井上洋子さんは「自由権規約委員会は日本報告をどう評価したか」のテーマで話しました。「自由権は人間が生きていく上で大切な権利」と自由権規約について説明し、国連の総括所見の内容について「要するにあなたの国は遅れていますよ。『裁判官も検察官も弁護士もみんな自由権規約を勉強しなさい』と言われたわけです」と、とてもわかりやすく話されました。

最後に鈴木亜英議長が、「国際水準からみた日本の人権状況」のテーマで講演しました。

「民主党政権になり人権で動きがある」「対馬に

行っているとき、携帯に千葉法務大臣が会うと言っている」との連絡が入り、大臣との会談が持たれ、大臣からは、政務担当官に個人通報制度批准の実務作業に入れと指示を出したということなどが話されました。鈴木さんは、「予算もかからないことだから仕分けの必要もない。その気になればすぐやれること」とみんなを笑わせ、そしてなぜ、日本は人権がこれほど遅れているのか、国際的な変化のもと、人権の面でいっそう国連の役割が強まっていること、政府は社会権規約報告も近く出すと言っている、人権に取り組んでいるNGOの共同も始まっていることなどを話されました。

1月15日に日比谷公会堂で「個人通報制度を実現する大集会」を開くこと、個人通報制度が実現すれば、遅れた人権に風穴を開けることができる、と話されました。

個人通報制度が実現すれば本当にすごいことだ。国内で果たせない人権侵害を国連に個人で通報できるのだ。泣き寝入りしなくていいのだ。この集会在大成功させたい。記念すべきこの集会在行こうと決めました。

閉会の言葉は治安維持法同盟の柳河瀬精会長が行い、「メディアに人権規約に関する思いが、どれだけ伝わっているのか」と言われました。

盛りだくさんの交流集会在こうして終わり、救援会本部近くの居酒屋で懇親会を持ちました。その会場に行く途中、鈴木議長が歩きながら「ああ、自分が生きているうちに個人通報制度の実現はないかと思っていた」と感慨深げにつぶやきました。

歴史が動くときは、このようにあるのだと思い、鈴木議長のつぶやきを聞いて本当によかった！日比谷公会堂の大集会在私たちは行きます！

国際人権活動・愛知集会在開催

国際人権活動愛知連絡会 杉原 保教

国際人権活動愛知連絡会は12月4日、国際人権デーの取り組みとして、名古屋市内で「国際人権活動・愛知集会在」を開催しました。当日は大変寒くなりましたが43名の参加がありました。

集会在は、国際人権活動日本委員会代表委員の吉田好一さんを講師に約1時間、「今なぜ個人通報制度の批准が重要か」について学びました。

講演は時間が少なく、国際人権規約を初めて聞く人にとっては難しかったこともありましたが、最高裁が荒川庸生さんに対して不当判決を出した

後ということもあり、全体としては個人通報制度の重要性について理解されたと思います。

講演の後、愛労連、名張事件、パートナーシップ法制を目指す超党派市民の会準備会、治安維持法国家賠償連絡会、新婦人などから活発な発言がありました。愛知連絡会としても改めて個人通報制度の批准を政府に迫っていくために、当面署名運動を強め、会員を増やすことを確認し、集会在を終えました。なお、当日4名の方が会員となりました。

「レッド・パーズの誤りを認めよ」

アメリカ大使館に要請 パン・ギムン国連事務総長にも手紙

鈴木 章治（レッド・パーズ全国連絡センター）

レッド・パーズ反対全国連絡センターの金子圭之事務局長など4名の代表団は、12月24日、アメリカ大使館を訪れ、オバマ大統領あての「アメリカ政府は60前、レッド・パーズの強行を指令した重大な誤りを認め、被害者に謝罪すべきです」との英文に翻訳した文書を手渡しました。

文書は昨年11月の同センター第5回総会で決議したものです。代表団は、1949年から50年にかけて4万人（推定）を職場から追放したレッド・パーズは、アメリカ占領軍の指令で強行された経過を述べたうえで、日本弁護士連合会の救済勧告で60年目にして解決の光が見えてきたこと、このときこそアメリカ政府がレッド・パーズの誤りを認めることが大事であると説明しました。そしてアメリカ、イタリア、スペインなどの同種問題の解決例をあげ、被害者の名誉回復の緊急性を強調しました。さらに参加した代表一人ひとりが自らの経験を踏まえ、この間自殺した仲間もあり、パーズ後の苦しい生活などをこもごも語り、レ・パの不当性、無法性とこの問題の解決にはアメリカ政府の

対応が欠かせないと強調しました。

対応した書記官(米国人)は、「レッド・パーズは人権問題として私も研究したい。これを解決することは、日米両国民の友好関係を強める大事な課題だと思う。文書はオバマ大統領に必ず届くよう取りはからいたい」と約束しました。

全国連絡センターは、第3回総会でも、ブッシュ米大統領（当時）あての要請を決議し、アメリカ大使館に要請（06年7月）しましたが、その際は直接受け取りを拒み、どうしてもと言うなら受付のガードマンに渡すようにという冷たい対応でした。今回は、事前の対応では当初は前回と同じでしたが、レ・パ問題が「戦後最大の人権問題」であり、人権問題を尊重するオバマ大統領が知るべき問題だと再三の要請に対し、対応者が人権担当書記官に変わり直接の要請が実現したものです。

続いて同じく総会で決議した潘(パン・ギムン)国連事務総長への手紙を渡すために国連広報センター(渋谷区)を訪問しましたが、クリスマスイブで職員が不在のためメールで送りました。

電力労働運動近畿センター

コペンハーゲン COP15へ代表派遣

地球温暖化防止・京都議定書に続く、2013年以降の枠組み合意のための会議、気候変動枠組条約の第15回締約国会議（COP15）が、12月7日から18日までデンマークのコペンハーゲンのベラ・センターで開かれました。

COP15での野心的な合意を求める5万人以上の世界の環境NGOや市民がコペンハーゲンの町をパレードしました。

電力労働運動近畿センターからも「温暖化防止COP15ネットワーク関西」代表団の一員として中井文一さんなど4名が参加し、「日本の約束、CO225%カット」の文字と白くまを描いたTシャツを着てアピールしました。

警備が厳しく、ベラ・センターへは行けませんが、世界の環境NGOのみなさんと言語を超えた信頼と交流が行われました。

その後、ドイツのフライブルグを訪ね、ホテルの環境マネジメント、小型水力、自然環境保護活

動BUND、交通公社のレクチャー、エコ住宅の視察などをしました。

市民が熱心に自然エネルギー促進している現場を見て、環境先進国の一端を知ることができました。電力労働運動近畿センターニュースより



「温暖化防止COP15ネットワーク関西」代表団

東京美装セクハラ・パワハラ裁判で不当判決

2年もの長い間、職場の上司からのセクハラ・パワハラに悩まされてきた中国出身（現在帰化）の川崎礼姫さん（首都圏移住労働者ユニオン）が、勇気をもって雇用主東京美装興業株式会社とセクハラ・パワハラの実行者を相手に裁判を起こした事件で、1月26日、東京地裁は、セクハラ・パワハラはなかったとする不当判決を言い渡しました。

川崎さんはセクハラ被害をメモしていた手帳の内容などを証拠として提出しましたが、東京地裁は「セクハラ・パワハラ行為を認めるに足る証拠はない」と退け、川崎さんが訴えても何もしなかつ

た会社の使用者責任についても環境配慮義務違反はないとして責任を認めませんでした。

こんな不当な判決が通用したら、勇気をもってセクハラ被害を告発する女性はいなくなり、職場からセクハラ・パワハラの根絶はできません。弁護士も「原告の受けた被害を真摯に受け止めない不当な判決」と批判し、川崎さんも「セクハラを受けた女性の気持ちを裁判所はなぜわかってくれないのか」と語り、最後まで闘う決意を表明しています。

「川崎礼姫さんを支援する会」ニュースより

「日の丸・君が代」強制反対 嘱託採用拒否裁判で逆転敗訴

東京・教育の自由裁判をすすめる会 新井史子

嘱託採用拒否撤回裁判とは

2003年10月23日、東京都教育委員会は「都立学校の卒業式・入学式において、教職員は国旗に向かって起立し国歌を斉唱すること。命令に従わない場合は服務責任を問う（＝処分する）」という内容の通達（10・23通達）を出しました。

処分を振りかざして国旗・国歌を強制するこの通達は教職員の思想・良心の自由を侵害し、教育の自由を破壊すると考えた多くの教職員は不服従の道を選び「君が代」斉唱時に起立しませんでした。その後の都教委の更なる“指導”強化で真のターゲットが生徒であることがますます明らかになっています。不起立によって処分された教職員の総数は現在までに420名強に上っています。

そして退職後の嘱託職を希望した被処分者はすべて採用を拒否され、それを不当として起こしたのがこの裁判です。第1審では、10・23通達の違憲・違法性は認められなかったものの、たった1回の不起立で退職後の再雇用を拒否するのは裁量権の逸脱・濫用であるとして、都に損害賠償を命ずる勝訴判決が出ていました。

「裁量権濫用」の一審判決まで退けた粗雑で不当な高裁判決

都側は控訴し、私たちも損害賠償は勝ち得たものの、10・23通達を違憲・違法とみなさなかつたことを不満として控訴しました。2007年2月に「君が代」ピアノ伴奏拒否裁判で最高裁判決が出て以来、一連の「日の丸・君が代」裁判では「国歌斉唱を拒否することは、原告にとっては歴史観、世界観に基づく行為であるといえるが・・・、一般的にはこのような考えが思想の核心部分とは解されない」との理屈が出され、今回の判決でも採用さ



報告集会で決意を語る新井さん

れました。先例よりさらに粗雑な理屈で。

一般的な意見は多数であるということですので保護されています。思想・良心の自由によって守られるべきは少数者の意見であるはずですが、行政による教育への介入についても、教育についてのお粗末な理屈で、通達は教育基本法で禁じられている「不当な支配」にはあたらないと判断しています。

都に損害賠償を命ずる第一審判決は高裁で覆され、採用者側にフリーハンドを与えるような裁量権を認め、損害賠償部分を取り消しました。

諦めることなく最後まで

行政（＝権力者）に甘く論理の体をなしていない判決を読むと、日本の裁判所は、憲法の番人、基本的人権の守り手としての自覚を完全に喪失し、司法の役目は「上意下達」に基づいた“社会秩序”の維持と認識しているのだと考えざるを得ません。

私たちは思想・良心の自由を守る事を使命とする姿勢が日本の司法界に根付くことを願って、最後まで諦めることなく闘う決意です。

前号（102号）からの活動日誌

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 12月24日 第1回幹事会 | 1月22日 国法協共催「ストックホルム・アピール60周年記念セミナー」 |
| 12月25日 ニュース102号発送 | 1月23日 布川事件最高裁再審確定報告会・新春のつどい |
| 12月26日 鈴木信幸さんの解雇を撤回させる会幹事会 | 1月26日 川崎礼姫ちゃんセクハラ裁判判決第1回代表者会議 |
| 1月6日 東京地評旗開き | 1月28日 「日の丸・君が代」強制反対 囑託採用拒否撤回裁判 高裁判決 |
| 1月15日 日弁連主催「今こそ個人通報制度の実現を！大集会」（日比谷公会堂） | 1月30日～31日 布川事件茨城守る会新年会 |
| 1月21日 鈴木信幸さんの解雇を撤回させる会幹事会 | |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 兵庫レッド・パーズ裁判
・2月16日（火） 13時～
・神戸地裁 終了後、集会があります。
- C&S、日本ファンド パワハラ裁判
・2月16日（火） 10時40分～
・東京地裁527号法廷
- 鶴川高校「立ち番裁判」
・2月17日（水） 16時～
・東京地裁立川支部405号法廷
- 「日の丸・君が代」強制 解雇裁判控訴審判決（国歌斉唱時の不起立を理由とした再雇用職員の解雇取り消しを求める裁判）
・2月23日（火）11時～（10時30分抽選）
・東京高裁101号法廷
- JAL客室乗務員監視ファイル裁判（証人尋問）
・2月25日（木） 10時～12時
・東京地裁103号大法廷
- 裁判終了後 報告集会（弁護士会館502室）
- 東京「君が代」裁判第1次訴訟 控訴審 第3回弁論（国歌斉唱時の不起立を理由とした懲戒処分を取り消しを求める裁判）
・3月2日（火） 15時～（14時30分抽選）
・東京高裁101号法廷
- 「日の丸・君が代」再雇用拒否撤回第2次訴訟 第2回口頭弁論（国歌斉唱時の不起立を理由とした再雇用職員採用拒否に対し損害賠償を求めた裁判）
・3月15日（月） 15時～
・東京地裁103号法廷

<集会・イベント・シンポ>

- 東京を考えるシンポジウム「もう、ごめん！石原コンクリート都政」
・2月13日（土） 18時30分～20時30分

- ・東京ウィメンズプラザホール
・資料代 500円
- 日弁連主催・布川事件最高裁決定報告集会
・2月13日（土） 13時～
・弁護士会館2階クレオA
・報告者 青木和子弁護士
- 名張毒ぶどう酒事件の再審開始をめざす学習集会
・2月14日（日） 13時～16時
・平和と労働センター2Fホール
- ・問題提起、あいさつ 菅家利和さん（足利事件）、杉山卓男さん（布川事件）、弁護士団報告など

2010年 国連人権関連会議カレンダー

- 3月1日～3月26日
第13回人権理事会(ジュネーブ)
- 3月8日～3月26日
第98回自由権規約委員会(ニューヨーク)
- 4月26日～5月14日
第44回拷問禁止委員会(ジュネーブ)
- 5月3日～5月21日
第44回社会権規約委員会(ジュネーブ)
- 5月31日～6月18日
第14回人権理事会(ジュネーブ)
- 7月12日～7月30日
第99回自由権規約委員会(ジュネーブ)
- 7月12日～7月30日
第46回女性差別撤廃委員会(ニューヨーク)
- 8月2日～ 8月6日
第5回人権理事会 諮問委員会(ジュネーブ)
- 9月13日～10月01日
第15回人権理事会(ジュネーブ)
- ★続きは次号に掲載します。